建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第2号様式(建退共)）作成上の注意

１．掛金収納書

(1) 「発注者名」については、契約上の発注者名を記入すること。

なお、下請負業者が購入した場合は、元請負業者名を記入する。

(2) 「元請契約の工事番号および工事名」については、契約書の工事名を記入すること。

　　　なお、下請負業者が購入した場合についても同様とする。

２．建設業退職金共済証紙購入状況報告書

(1) 当初工事請負代金額が 500 万円以上の場合は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第2号様式（建退共））を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出する。

（2） あて名は契約書上の発注者とする。

（3） 「工事名」、「工事場所」、「契約年月日」、「請負代金額」、「変更請負代金額」は契約書のとおり記入する。

（4） 購入額の記入方法

ア 「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」は、別紙「共済証紙購入の考え方について」のとおりとし、「工事種別と請負代金額の当てはまる割合」及び「当該工事における労働者の建退共制度加入率（％）」を記入し算出する。

又、変更契約を締結した場合は「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」を算出し直す。

イ 「共済証紙購入額」は掛金収納書に記載されている金額（下請負業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入する。又、共済証紙を追加購入した時は、「共済証紙購入額」はそれ以前に購入した金額を含んだ合計額を記載する。

（5）「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」に対し「共済証紙購入額」が少ない場合は、その理由を記入する。

少ない場合の理由とは、(参考)

ア 対象労働者数及び就労予定日数を把握して計算した。

イ その他

（6） 共済証紙取扱機関（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、一部の信用金庫・信用組合・労働金庫）から証紙を購入のうえ、取扱機関から交付される掛金収納書（契約者が発注者へ）を貼付する。

なお、請負者が工事の一部を下請負に付した場合で、下請負業者が自ら証紙を購入した場合にはその掛金収納書（契約者が発注者へ）も併せて貼付する